

第47回吉野川市美郷一周駅伝実施要項

1. 主 催 吉野川市美郷一周駅伝実行委員会
2. 主 管 吉野川市スポーツ協会・吉野川市陸上競技協会
3. 共 催 吉野川市・吉野川市教育委員会・吉野川市スポーツ推進委員会
4. 協 力 阿波吉野川警察署
5. 大会期日 令和7年12月7日（日）小雨決行・荒天中止
6. 会 場 吉野川市ふるさとセンター（吉野川市美郷字中筋194-1）
7. 日 程
受付
8:00 ~ 8:30
開会式
8:30 ~ 8:50
スタート
10:00
閉会式
13:00
8. 走 路 吉野川市美郷一周駅伝コース（5区間：17.9km）

1 区	(スタート) 川俣橋～宮倉	2. 7 km
2 区	宮倉～佐藤菓子店前	2. 7 km
3 区	佐藤菓子店前～峠折返～老人憩の家前	4. 6 km
4 区	老人憩の家前～湯下	2. 1 km
5 区	湯下～東山建設前折返～ふるさとセンター（ゴール）	5. 8 km
9. 部 門 一般部門・女子部門
10. 参加資格 一般部門：中学生以上の男女・女子部門：中学生以上の女子
11. チーム編成 1チーム8名（監督1名・選手5名・補欠2名以内）
・監督は同一チームの選手または補欠を兼ねることができる。
・監督、選手、補欠の登録は1チームのみとする。
・中高生でチーム編成をする場合は、監督を教職員又は成人の者とすること。
12. 参加定数 一般部門：40チーム・女子部門：10チーム
※参加優先順位を設ける。
第1順位 前年度各部門優勝・準優勝チーム
第2順位 吉野川市民（通勤・通学・徳島駅伝吉野川市選手団候補選手・吉野川市陸上競技協会登録者・吉野川市スポーツ協会会員を含む）のみのチーム（補欠を含む）
第3順位 その他のチーム
13. 抽 選 定数を越えた場合のみ実施する。抽選対象チームは吉野川市陸上競技協会のホームページで発表する。
・第2順位までで定数を超えた場合は、第2順位グループのみで抽選を実施する。
・第3順位までで定数を超えた場合は、第3順位グループのみで抽選を実施する。
・抽選の結果は令和7年10月17日（金）に吉野川市陸上競技協会のホームページに掲載し、抽選対象チームへは後日文書により連絡する。なお、電話による問い合わせには対応しない。
・落選したチームは補欠チームとして抽選により優先順位を設ける。
令和7年11月19日（水）までに辞退チームが出た場合は優先順位の順に繰り上げ参加とする。
14. 参 加 費 1チーム 10,000円
・吉野川市内の中学生のみで編成されたチームは無料。
・参加チーム確定後対象チームに納付書を送付するので期限までに納入すること。
・納入確認ができないチームは参加を辞退したものとみなす。
・出場辞退等による参加費の返還は一切行わない。

15. 申込み 専用の申込書に必要事項を記入し、令和7年9月1日(月)～10月10日(金)午後5時(必着)までに、大会事務局へ持参または郵送にて申込み。
※申込書についてあるQRコードからも申込み可能。
・中学生については、保護者の同意を必要とする。
・申込書提出後のエントリー選手以外との選手変更は認めない。
・住所地、通勤先（通学先）等の虚偽が発覚した場合は失格とする。
16. 表彰 各部門の優勝・準優勝・第3位に賞状及び副賞を授与する。参加チーム数が3チーム以下は優勝、4～5チームは準優勝までの表彰とする。
区間賞については、後日、吉野川市陸上競技協会のホームページで発表し、賞状と副賞を郵送する。
17. 走者変更 令和7年11月19日(水)までは申込書記載選手間での区間変更を認めるが、それ以降は選手と補欠の間の変更のみ認める。
18. 競技規定
- ・本大会は、2025年度(財)日本陸上競技連盟駅伝競走規準、並びに美郷一周駅伝大会規定（次に掲げるとおり）による。
 - ・競技者は、主催者が用意するタスキを各中継所所定の位置で次走者に渡すこと。
 - ・競走中選手が事故をおこし、競走継続不可能と主催者が認めた場合、そのチーム記録はなくなるが、他の区間記録は認める。
 - ・大会中の事故について、応急処置を行うほかは主催者は責任を一切負わない。
 - ・大会当日の受付以後は、走者変更はできない。
 - ・競技者は、主催者が用意したゼッケンを見るようにユニフォームの胸につけること。（ゼッケンは、当日受付で配布する。）
 - ・第1区選手スタートから75分以内に第4中継所を通過していないチームはその時点で繰り上げスタートを行う。
 - ・ウォーミングアップは、所定の場所以外で行わないこと。
 - ・以下の事項があった場合そのチームを失格とする。
 - ①規定のコールを受けなかったとき。
 - ②不正出走（本人以外の出走）が発覚したとき。
 - ③規定走路以外を走ったとき。（道路左側白帯に添って走ること。）
 - ④他の助成によって不正の競走をしたとき。
 - ⑤伴走、自動車での応援があったとき。
 - ⑥その他審判長が不正行為と認めたとき。
 - ・審判長は基準をこえて判定することもある。その判定は最後まで抗議を許さない。
 - ・その他、中継所係員の指示に必ず従うこと。
19. その他
- ・円滑な大会運営を実施するため交通安全対策として周辺道路に路上駐車を行わないこと。
会場で火気を使用しての食事は厳禁とする。
 - ・荷物の管理は各自の責任で行うこと。（荷札を用意するので、紛失を防ぐため必ず付けること。）
 - ・第1区の選手の荷物は、主催者がふるさとセンターへ搬送するが、第2区以降の荷物の搬送は行わない。
 - ・個人的な応援車両（自動車・自転車）の接近や、のぼり・横断幕などを使用した走路にはみ出しての応援は禁止とする。競技運営・交通安全確保のため、係員の注意に従わない場合は関係チームが失格となる場合もある。
 - ・開・閉会式の妨げとなるため、体育館入口付近の端以外でシートを広げたり荷物を置くことは厳禁とする。

申込み・連絡先

〒776-8611
吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市教育委員会生涯学習課内
吉野川市美郷一周駅伝実行委員会事務局
TEL：0883-22-2271
FAX：0883-22-2270